

| 第5回 定例教育委員会議事録 | | 日 時 : 平成28年5月26日(木) | |
|--|----------|------------------------|---------------|
| | | 場 所 : 3階中会議室 | |
| 開会、閉会に関する事項 | | 10時00分 開会 11時05分 閉会 | |
| 出席委員 | 1 永野 治 | 議場に出席した者の氏名 | 総務課長 大山勝徳 |
| | 2 川原 惟昭 | | 学校教育課長 木原田雅彦 |
| | 3 長野 則夫 | | 社会教育課長 中村政仁 |
| | 4 久保田 悦子 | | 文化スポーツ課長 山元國枝 |
| | 5 森 和 範 | | 給食センター所長 前田千弘 |
| 書 記 | 西別府 明春 | | |
| 書 記 | 新納 誠朗 | | |
| 議事日程 | 別紙のとおり | | |
| 審 議 状 況 | | | |
| <p>(永野委員長) ただいまから、平成28年第5回定例教育委員会を開会します。</p> <p>(西別府) 姿勢を正してください。一同礼。</p> <p>(永野委員長) それでは、平成28年第4回定例教育委員会議事録の承認について移りたいと思います。事務局より報告をお願いします。</p> <p>(西別府) 平成28年第4回定例教育委員会議事録について報告(別紙概要報告書により報告)</p> <p>(永野委員長) ただいま、事務局より平成28年第4回定例会の議事録の報告がありました。ご質問等ないでしょうか。</p> <p>(全員) ありません。</p> <p>(委員長) 報告のとおり、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員) はい。</p> <p>(永野委員長) 平成28年第4回定例教育委員会議事録については、承認いたしました。 続きまして、委員及び教育長の報告に移ります。教育長からお願いします。</p> <p>(森教育長) それでは、お手元の教育長諸般の資料に基づき、平成28年4月25日から平成28年5月25日までの報告をいたします。 (別紙諸般の報告により日を追って報告)</p> | | | |

(永野委員長)

それでは、各委員より報告事項はありますか。

(全員)

ありません。

(永野委員長)

それでは、報告事項は終りたいと思います。

議事に移ります。報告が1件、議案が7件あります。

まず、報告事項第4号「伊佐市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について」審議します。説明をお願いします。

(大山総務課長)

それでは、報告第4号「伊佐市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について」説明をします。

本件につきましては、国が子育て支援の一環としまして取り組んでおります幼児教育の段階的無償化による条例の改正になります。

この見直しに伴いまして、平成28年4月1日伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第1項の規定により臨時代理をしたもので、同条第2項に基づき報告するものであります。

内容につきましては、子ども子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び子ども子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が3月31日に交付されたことに伴いまして市民税所得割の額が77,101円未満の世帯について、従来の子多子軽減特例措置における年齢の上限というもの撤廃するとともに、市民税所得割の額が77,101円未満の一人親世帯について従来負担軽減措置を拡大し、第一子の保育料について現行の半額、第2子以降については無料とするために所要の改正を行うものであります。

改正案につきましては、4ページになりますけど具体的に述べますと保育園、幼稚園に通園する児童のいる世帯のうち多子世帯、それから一人親世帯への負担軽減措置となります。

本条例におきましては、そのうち幼稚園児に係る部分の改正になります。

多子世帯の負担軽減につきましては、先程も述べましたように市民税所得割の額が77,101円未満の世帯、所謂、これは年収360万円未満の相当世帯に限るものですが、長子の年齢制限を撤廃しまして、今までは年齢制限が18歳とか色々ありましたけど、これを撤廃をしまして第2子目は半額、第3子目以降は無料ということになります。

次に、一人親世帯の負担軽減ということで、これは一子目が半額、二子目以降が無料というように国の制度でなります。これに伴う改正になります。

以上です。

(永野委員長)

質問等ございますか。

(永野委員長)

よろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(永野委員長)

それでは、報告第4号「伊佐市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について」は

承認いたしました。

続きまして、付議事件にうつります。

議案番号第8号「伊佐市大口高等学校活性化基金条例の一部を改正条例について」審議します。説明をお願いします。

(大山総務課長)

それでは、議案第8号「伊佐市大口高等学校活性化基金条例の一部を改正する条例について」説明をします。

本件につきましては、条例の中で設けられていました期限を削除し、基金よる支援を可能な限り継続して、実施するために一部改正をするものであります。

9ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、この部分が改正箇所になります。附則第2条で平成31年3月31日までで、その効力を失う旨が規定されていますけど、これでいきますと5年間という期限を設定しており、これを削除するというで効力を残そうということになります。

内容としましては、平成26年度から事業を実施し、現在2年間経過しております。

大学進学奨励金の原資として設置された本基金であります。当初5年間で事業終了となっており、5年間で事業終了となりますと、現在の3年生が年数的にみると事業対象外となってしまいうということもあまして、来年、再来年、大口高校入学者数の確保というのが喫緊の課題でありますので、その影響を考えると有名大学への進学が実績として現在、残るようになってきた時点でございますので、大口高校への受験者が減退するもとなき安定的に推移するための支援策として続けていきたいということで、今回の改正ということになりました。6月議会にも提案をします。

以上です。

(永野委員長)

説明があったとおりです。可能な限り続けていこうとするものですね。

(大山総務課長)

とりあえず、3年ぐらいということですよ。

(永野委員長)

よろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(永野委員長)

議案第8号「伊佐市大口高等学校活性化基金条例の一部を改正する条例について」は、承認をいたしました。

続いて、議案第9号「伊佐市視聴覚ライブラリーの管理に関する規則の全部を改正する規則について」を審議します。説明をお願いします。

(大山総務課長)

議案第9号「伊佐市視聴覚ライブラリーの管理に関する規則の全部を改正する規則について」説明をします。

本件につきましては、議案第10号で提案をします「伊佐市視聴覚ライブラリー機材、教材貸出し規定」を廃止しまして、「伊佐市視聴覚ライブラリーの管理に関する規則」の中で運用す

る形にいたします。全部改正ということで提案をします。

内容につきましては、「伊佐市視聴覚ライブラリーの管理に関する規則」の第1条、第2条についてはそのままですけど第3条の「貸出機材等の範囲」から「伊佐市視聴覚ライブラリー機材、教材貸出し規定」の方からほとんど移行する形で、追加・改正をしています。

なお、従来の「伊佐市視聴覚ライブラリー管理に関する規則」の第3条に規定のある「運営委員」ですけど、これは「伊佐市大口ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例」の第20条に規定があります「大口ふれあいセンター運営審議会」の中に含まれるということで規定を削除しています。

以上です。

(永野委員長)

議案第10号の「伊佐市視聴覚ライブラリー機材、教材貸出し規定を廃止する訓令について」も一緒に審議したいと思います。ご質問等はありませんでしょうか。

(全員)

はい。

(永野委員長)

それでは、よろしいということで議案第9号「伊佐市視聴覚ライブラリーの管理に関する規則の全部を改正する規則について」、議案番号第10号「伊佐市視聴覚ライブラリー機材、教材貸出し規定を廃止する訓令について」は2件とも承認をしました。

続いて、議案第11号「伊佐市立学校給食センター運営委員の委嘱について」審議します。説明をお願いします。

(大山総務課長)

議案第11号「伊佐市立学校給食センター運営委員の委嘱について」説明をします。

本件については、委員の任期が本年5月末日をもって満了するもので、新たに委員を任命するものです。

伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の第11条第14号の規定に基づき議決を求めるものです。

なお、委員につきましては伊佐市立学校給食センター条例第4条運営委員会に規定がありまして1年間の任期となっています。内訳としましては、19人中引き続き委員としてお願いする人が6人、新たに委員として委嘱する人が13人となっています。

以上です。

(永野委員長)

質問等ございませんか。

(全員)

ありません

(永野委員長)

よろしいですね。議案第11号「伊佐市立学校給食センター運営委員の委嘱について」は承認しました。

続いて、議案第12号「伊佐市社会教育委員の委嘱について」審議します。説明をお願いします。

(大山総務課長)

議案第12号「伊佐市社会教育委員の委嘱について」説明をします。

本件につきましても、伊佐市社会教育委員条例に規定されている社会教育委員の任期が本年5月末日をもって満了します。任期は2年間ということになっています。新たに委員を任命するもので伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第14号の規定に基づき議決を求めます。

内訳としましては、引き続き委員としてお願いする方が8人、新たに委員としてお願いする人が6人となっております、計14人になります。

以上です。

(永野委員長)

よろしいですか。

(全員)

はい。

(永野委員長)

議案第12号「伊佐市社会教育委員の委嘱について」は承認しました。

続いて、議案第13号「伊佐市図書館協議会委員の委嘱について」審議します。説明をお願いします。

(大山総務課長)

議案第13号「伊佐市社会教育委員の委嘱について」説明します。

本件につきましても、伊佐市大口ふれあいセンター設置及び管理に関する条例第19条の図書館協議会の規定によりまして、図書館協議会の委員の任期が2年、本年5月末日をもって満了となりますけど、そのために委員を任命するものであります。

伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の第11条第14号の規定により議決を求めます。

内訳としましては、引き続き委員としてお願いする人が2人、新たに委員としてお願いする人が4人の計6人です。今回、1人増となっています。

以上です。

(永野委員長)

質疑等ありませんか。

(全員)

ありません。

(永野委員長)

よろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(永野委員長)

それでは、第13号「伊佐市社会教育委員の委嘱について」は承認しました。

続いて、議案第14号「伊佐市文化会館運営審議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

(大山総務課長)

議案第14号「伊佐市文化会館運営審議会委員の委嘱について」説明をします。

本件につきましては、伊佐市文化会館の設置及び管理に関する条例第15条の伊佐市文化会館

運営審議会の規定によりまして新委員を任命するものであります。

委員は、これまで10人だったのですが1人減の9人ということになっています。

伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第14号の規定に基づき議決を求めるものです。

以上です。

(永野委員長)

よろしいでしょうか。

(全員)

はい。

(永野委員長)

それでは、議案第14号「伊佐市文化会館運営審議会委員の委嘱について」は承認しました。

以上で、議事は終了したいと思います。

続きまして、委員から提出された動議の討論等については何かありませんか。

(全員)

ありません。

(永野委員長)

以上で討論をおわりたいと思います。

これをもちまして、平成28年第5回定例教育員会を閉会します。

(西別府)

姿勢を正して下さい。一同礼。